

2018 (平成 30) 年 9 月 26 日

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会
会長 奥山 泰全 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館 2 階 C
電話 078-361-7201 FAX 078-361-7205

〔連絡先〕 〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル 10 階

神戸合同法律事務所 弁護士 辰巳裕規

電話 078-371-0171 FAX 078-371-0175

要 請 書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害の防止・救済のため、事業者の不当条項使用等の差止請求活動を行うことを目的とし、2008 (平成 20) 年 5 月 8 日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた特定非営利活動法人です。

当法人は、今般、株式会社 bitFlyer、コインチェック株式会社に対し、別紙「申入書」のとおり、不当条項の使用中止を求める申入れを行いました。

その概要は、これらの事業者の利用規約の中に、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号または第 3 号に該当する責任免除条項が含まれているため、それらの条項の使用停止を請求する、というものです。

貴協会は、資金決済に関する法律に基づく認定資金決済事業者協会として自主規制規則を制定されるにあたり、会員会社の利用規約等が消費者契約法の不当条項に該当することのないよう定めること、さらに、その旨の指導・勧告業務をなされることを、要請いたします。